

--	--	--	--	--	--	--	--



平成23年度 久留米市雇用実態調査票

久留米市商工観光労働部労政課

久留米市雇用問題協議会

法人・団体等名	事業所名	所在地	本・支 店の別	1. 単独事業所 2. 本社・本店 3. 支社・支店等

調査票記入者（この調査票について対応できる方）		電話・ファクス番号
(氏名)	(所属)	TEL FAX

※ 調査票中の（注1～注32）については、別冊「記入要領」をご参照ください。

● 貴事業所は、主に次のうちの業種に該当しますか。該当する番号に1つ○を付けてください。

1. 建設業	2. 製造業	3. 運輸業
4. 情報通信業	5. 卸売・小売業	6. 飲食店・宿泊業
7. 金融・保険業	8. 医療・福祉	9. 教育・学習支援
10. 農・林・漁業	11. 鉱業	12. 電気・ガス・熱供給・水道業
13. 不動産業	14. 複合サービス業	15. サービス業（他に分類されないもの）
16. その他（		）

● 貴事業所を含めた御社全体の常用労働者(注1)数はどれくらいですか。該当する番号に1つ○を付けてください。

1. 4人以下	2. 5～9人	3. 10～29人	4. 30～49人
5. 50～99人	6. 100～299人	7. 300人以上	

貴事業所についておたずねします。

設問1 貴事業所の常用労働者(注1)についておたずねします。

平成23年6月末時点の常用労働者は何人ですか。また、常用労働者(注1)のうち高齢者(注2)および障害者(注3)はその中に何人含まれていますか。それぞれ、全体数および一般労働者、パートタイマー(注4)、契約社員(注5)の区分ごとに人数を記入してください。（→設問2へ）

	男性（人）						女性（人）					
	常用労働者						常用労働者					
	うち高齢者			うち障害者			うち高齢者			うち障害者		
全体数												
正社員・正規職員												
パートタイマー												
契約社員												

週所定 労働時間	週所定 労働日数	1年間の所定労働 日数 (週以外の期間に よって労働日数が 定められている場 合)	雇い入れの日から起算した継続勤務期間の 区分に応ずる年次有給休暇の日数							
			6 か 月	1 年 6 か 月	2 年 6 か 月	3 年 6 か 月	4 年 6 か 月	5 年 6 か 月	6 年 6 か 月 以 上	
30時間以上										
30時間 未満	5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	
	4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	
	3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	
	2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	
	1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	

- ③ 貴事業所の、正社員・正規職員の年次有給休暇取得率はどのくらいですか。以下の計算式を用いて、算出し、該当する番号に1つ〇を付けてください。なお、取得日数は平成22年1月～12月の間の実績でお答えください。（→設問10へ）

《計算式：取得日数÷新規付与日数×100=取得率(%)》

1. 10%未満 2. 10%以上30%未満 3. 30%以上50%未満
4. 50%以上70%未満 5. 70%以上90%未満 6. 90%以上

* 計算例

平成22年1月に前年からの繰越5日と新たに20日の年次有給休暇が付与され、同年12月末までに12日間年休を取得した場合

$12日 \div 20日 \times 100 = 60\%$ （前年から繰り越された年次有給休暇の日数は計算に含めません。）

設問10 定年制についておたずねします。

- ① 貴事業所では、定年制をどのように定めていますか。該当する番号に1つ〇を付けてください。
1. 一律に定めている（→②へ） 2. 職種別に定めている（→②へ）
3. 定めていない（→設問12へ） 4. その他（ ）
- ② 一律に定めている場合、その年齢は何歳ですか。なお、職種別に定めている場合、定年年齢が最も低い職種の定年の年齢は何歳ですか。該当する番号に1つ〇を付けてください。

（→設問11へ）

1. 65歳以上 2. 61～64歳 3. 60歳 4. 59歳以下

設問11 貴事業所の定年後の雇用状況についておたずねします。

- ① 定年到達者を勤務延長又は再雇用する制度がありますか。該当する番号に〇を付けてください。
1. 制度あり（→②へ） 2. 制度なし（→設問12へ）
- ② 勤務延長・再雇用する場合、最高年齢を定めていますか。該当する番号に〇を付けてください。
1. 定めている（→③へ） 2. 定めていない（→④へ）
- ③ 定めている場合、最高年齢は何歳ですか。該当する番号に1つ〇を付けてください。（→④へ）
1. 65歳以上 2. 61～64歳 3. 60歳 4. 59歳以下
- ④ 勤務延長・再雇用制度が適用される場合の対象者の範囲はどれですか。該当する番号に1つ〇を付けてください。（→設問12へ）
1. 希望者全員 2. 希望者の一部

設問12 貴事業所における、男女雇用機会均等法(注20)に基づく従業員の待遇についておたずねします。

① 新規または中途採用の従業員募集についておたずねします。該当する番号にすべて〇を付けてください。(→②へ)

1. 性別に関わらず、対象にしている
2. 男女別の採用枠を設定してはいない
3. 女性も男性も募集条件は同じである(年齢、婚姻の有無など)
4. 女性も男性も同様に情報提供(求人広告等)している
5. 募集・採用の試験などの合格基準は、女性も男性も同一である

② 配置転換についておたずねします。該当する番号にすべて〇を付けてください。(→③へ)

1. 女性も男性も、どちらも対象としている
2. 対象を女性のみ、もしくは男性のみとしている部署はない
(例えば、営業職は男性のみ、受付、秘書は女性のみなど)
3. 女性も男性も配置転換の条件は同じである(年齢、婚姻の有無など)
4. 合理化が必要な場合でも男性と女性の取扱は同じである(出向など)

③ 昇進についておたずねします。該当する番号にすべて〇を付けてください。(→④へ)

1. 女性も男性も、どちらも対象としている
2. 女性も男性も同じ条件である(年齢や婚姻の有無など)
3. 昇進試験などの合格基準は、女性も男性も同一である

④ 管理職の人数についておたずねします。それぞれ具体的な人数を記入してください。(→⑤へ)

	男性(人)			女性(人)		
部長相当職						
課長相当職						
係長相当職						
計						

⑤ あわせて、従業員以外の役員についてもおたずねします。具体的な人数を記入してください。(→⑥へ)

	男性(人)			女性(人)		
役員						

* ④の部長相当職と重複する場合も、その人数を含めてご記入ください。

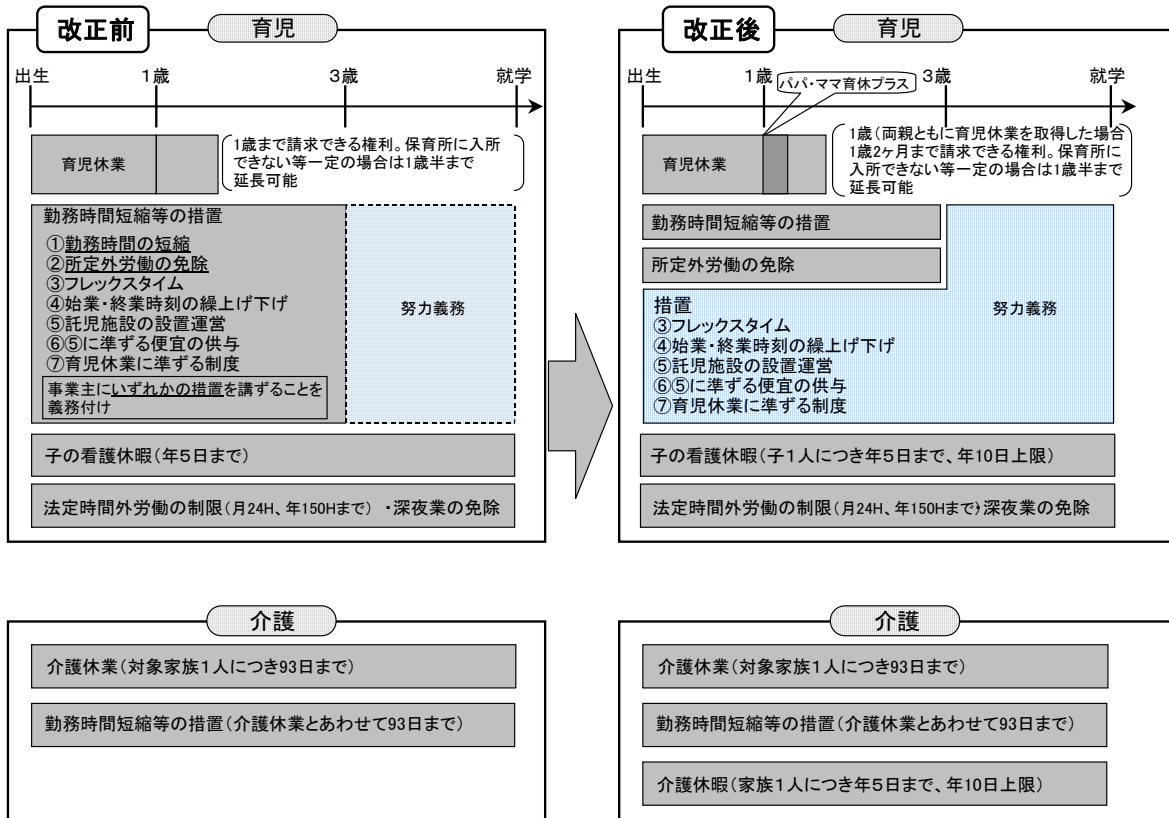
⑥ 雇用管理上の取扱についておたずねします。該当する番号にすべて〇を付けてください。(→⑦へ)

1. 女性の仕事を補助的業務に限ることなく、男性と同様の仕事を任せる
2. 女性が結婚や出産後も働き続けるための配慮をしている
3. 男女で給与格差はまったくない
4. 各種手当(住居手当、家族手当等)や福利厚生等の取扱に男女の差はない
5. 会議参加・出張の機会等には男女の差はない
6. 情報伝達の質や量、速さに男女の差はない

設問 15 育児休業、介護休業制度についておたずねします。

CHECK 育児・介護休業法では、労働者（一定の範囲の期間雇用者を含む）は事業主に申し出ること
 とで、子が1歳に達するまでの間（1歳を超えても休業が必要と認められる場合には、1歳6か
 月に達するまで）育児休業をすることができ、また、対象家族1人につき、常時介護を必要とす
 る状態に至るごとに1回、通算して93日まで介護休業をすることができるよう定められており、
 平成22年6月には改正法が施行されました。

育児・介護休業制度の改正について



① 貴事業所には、育児休業、介護休業制度がありますか。それぞれ該当する番号に1つ0を付けてください。

* 制度ありとは、就業規則・労働協約・内規、文書で規定されていることをいいます。

(ア) 育児休業

1. 制度あり (→②へ)
2. 制度はないが検討中 (→③へ)
3. 制度なし (→③へ)

(イ) 介護休業

1. 制度あり (→②へ)
2. 制度はないが検討中 (→③へ)
3. 制度なし (→③へ)

② 育児休業、介護休業を取得できる期間の最長はどれくらいですか。それぞれ、子の年齢、日数を記入してください。(→③へ)

(ア) 育児休業

子が 歳 か月まで

(イ) 介護休業

日まで

③ 貴事業所では、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間で、実際に育児休業、介護休業を取得した従業員(男女問わず)がいますか。それぞれ該当する番号に1つ0を付け、取得者がいる場合には人数を記入してください。(→④へ)

(ア) 育児休業

1. いる (→④へ)
男性 人
女性 人

(イ) 介護休業

1. いる (→④へ)
男性 人
女性 人

2. いない (→設問 16 へ)

2. いない (→設問 16 へ)

④ ③の取得者の平均取得期間はどれくらいですか。それぞれ該当する番号を枠内に記入してください。(→設問 16 へ)

(ア) 育児休業

男性 女性

(イ) 介護休業

男性 女性

1. 1か月未満
3. 3か月以上6か月未満
5. 12か月以上18か月未満

2. 1か月以上3か月未満
4. 6か月以上12か月未満
6. 18か月以上

設問 16 貴事業所での、育児または介護を行う従業員の労働時間に関する制度についておたずねします。

- ① 育児を行う従業員に対し、次の制度はありますか。また、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間で利用はありましたか。それぞれ該当する番号に「1」を付けてください。(→②へ)

	制度あり				制度なし	制度はないが検討中
	利用があった			利用はなかった		
	男性のみ	女性のみ	男女とも			
ア. 時間外労働の制限に関する制度(注27)	1	2	3	4	5	6
イ. 勤務時間の短縮に関する制度(注28)	1	2	3	4	5	6

- ② 介護を行う従業員に対し、次の制度はありますか。また、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間で利用はありましたか。それぞれ該当する番号に「1」を付けてください。(→設問 17へ)

	制度あり				制度なし	制度はないが検討中
	利用があった			利用はなかった		
	男性のみ	女性のみ	男女とも			
ア. 時間外労働の制限に関する制度(注27)	1	2	3	4	5	6
イ. 勤務時間の短縮に関する制度(注28)	1	2	3	4	5	6

設問 17 働きながら育児や介護を行う労働者に対する両立支援制度(注29)についておたずねします。

- ① 貴事業所では、育児を行う従業員に対して次の制度はありますか。また、これまでに利用はありましたか。それぞれ該当する番号に「1」を付けてください。(→②へ)

	制度あり (制度を利用できる子の年齢上限)				制度なし	制度はないが検討中	制度ありの場合の利用有無			
	1歳未満	1歳～3歳未満	3歳～小学校就学前	小学校入学以降			利用があった			利用はなかった
							男性のみ	女性のみ	男女とも	
ア. フレックスタイム制度	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4
イ. 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4
ウ. 託児施設の設置運営	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4
エ. 育児に要する経費の援助措置	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4
オ. 法定を上回る育児休業の延長	/	2	3	4	5	6	1	2	3	4
カ. その他の支援制度	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4

② カ. その他の支援制度に記載された事業所におたずねします。具体的にどのような支援制度ですか。 (→③へ)

()

③ 貴事業所では、介護を行う従業員に対し、次の制度はありますか。また、これまでに利用はありましたか。それぞれ該当する番号に1つ〇を付けてください。 (→④へ)

	制度あり (制度の最長利用期間)				制度なし	制度はないが 検討中	制度ありの場合の 利用の有無			
	3か月未満	3か月	3か月超1年未満	1年以上			利用があった			利用はなかった
							男性のみ	女性のみ	男女とも	
ア. フレックスタイム制度	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4
イ. 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4
ウ. 介護に要する経費援助	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4
エ. その他の支援制度	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4

④ エ. その他の支援制度に記載された事業所におたずねします。具体的にどのような支援制度ですか。 (→設問 18 へ)

()

設問 18 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間で、貴事業所で妊娠・出産、育児、介護を理由に退職した人数等を記入してください。 (→設問 19 へ)

- ① 妊娠・出産を理由に退職した人数 男性 人 女性 人
* 男性は、配偶者の妊娠・出産で退職した人数
- ② 育児を理由に退職した人数 男性 人 女性 人
- ③ 介護を理由に退職した人数 男性 人 女性 人

設問 19 子の看護休暇制度(注30)についておたずねします。該当する番号に1つ〇を付けてください。

- ① 貴事業所では、子の看護のための休暇制度がありますか。
 1. 制度あり (→②へ) 2. 制度なし (→設問 20 へ)
- ② 子の看護休暇中の給与はどのようにしていますか。 (→③へ)
 1. 有給である 2. 無給である

- ③ 1人の従業員が1年間に取得できる日数は何日ですか。
- (ア) 子が1人の場合 (→(イ)へ)
1. 5日未満 2. 5日 3. 6～9日 4. 10日 5. 11日以上
- (イ) 子が2人以上の場合 (→④へ)
1. 5日未満 2. 5日 3. 6～9日 4. 10日 5. 11日以上
- ④ 子が何歳になるまで取得できますか。 (→設問 20 へ)
1. 3歳に達するまで 2. 小学校就学前まで
3. 小学校低学年(3年生)まで 4. 小学校卒業まで
5. 小学校卒業以降も

設問 20 介護休暇制度(注31)についておたずねします。該当する番号に1つ○を付けてください。

- ① 貴事業所では、介護のための休暇制度がありますか。
1. 制度あり (→②へ) 2. 制度なし (→設問 21 へ)
- ② 介護休暇中の給与はどのようにしていますか。 (→③へ)
1. 有給である 2. 無給である
- ③ 1人の従業員が1年間に取得できる日数は何日ですか。
- (ア) 要介護状態にある対象家族が1人の場合 (→(イ)へ)
1. 5日未満 2. 5日 3. 6～9日 4. 10日 5. 11日以上
- (イ) 要介護状態にある対象家族が2人以上の場合 (→設問 21 へ)
1. 5日未満 2. 5日 3. 6～9日 4. 10日 5. 11日以上

設問 21 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」(注32)についておたずねします。

- ① 貴事業所の策定状況について、該当する番号に1つ○を付けてください。
1. 策定済みである (→設問 22 へ)
2. 策定に向けて検討中である (→②へ)
3. 策定する予定がない (→③へ)
- ② 一般事業主行動計画策定を検討中の事業所におたずねします。行動計画は、どのような方法で導入する予定ですか。該当する番号にすべて○を付けてください。 (→設問 22 へ)
1. 社会保険労務士など、専門家に依頼する
2. 担当者がセミナーや研修会に参加して勉強する
3. 担当者が独学で勉強する
4. その他 ()
- ③ 一般事業主行動計画を策定する予定のない事業所におたずねします。行動計画を策定しない理由は何ですか。該当する番号にすべて○を付けてください。 (→設問 22 へ)
1. 従業員が100人以下で、策定義務の対象ではないから
2. 計画を策定するための時間的・費用的な余裕がないから
3. 対策をとるための方法が分からないから
4. その他 ()

設問 22 貴事業所のパートタイマーの雇用条件等についておたずねします。

CHECK パートタイム労働者が増加する中、パートタイム労働者とその能力を発揮できる雇用環境を整備し、働きや貢献に応じた待遇を得ることのできる「公正な待遇の実現」を目指すため、平成20年4月にパートタイム労働法の改正法が施行されています。

労働条件に関する文書の交付等（第6条）

労働基準法では、パートタイム労働者も含めて、労働者を雇い入れる際（更新時含む）には、労働条件を、文書で明示することが事業主に義務付けられています。（注9参照）

さらに、パートタイム労働法では、「昇給」「退職手当」「賞与」の3つの事項の有無を文書の交付などにより、速やかに明示することが義務付けられています。

賃金の決定方法（第9条）

パートタイム労働者の賃金は、通常の労働者との均衡を考慮し、職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案して賃金を決定することが努力義務とされています。さらに、通常の労働者と比較して、職務の内容と一定の期間の人材活用の仕組みや運用などが同じ場合、その期間は通常の労働者と同一の方法で決定することが努力義務とされています。

通常の労働者への転換（第12条）

事業主は、次のいずれかを措置することが義務付けられています。

- ・ 正社員の募集をする際は、パートタイム労働者に周知する。
- ・ 正社員のポストを社内公募する場合、既に雇っているパートタイム労働者にも応募の機会を与える。
- ・ パートタイム労働者の正社員への転換制度を導入する。
- ・ その他、正社員への転換を推進するための措置

- ① パートタイマーに適用される就業規則はありますか。該当する番号に 1つ〇 を付けてください。（→②へ）
1. パートタイマー独自の就業規則がある
 2. 就業規則にパートタイマーの規定がもりこんである
 3. 正社員用の就業規則を準用している
 4. パートタイマーに適用する規則・規定はない
- ② パートタイマーの年次有給休暇についておたずねします。該当する番号に 1つ〇 を付けてください。（→③へ）
1. 年次有給休暇制度がある
 2. 年次有給休暇制度がない（→④へ）
- ③ パートタイマーの年次有給休暇の付与日数の基準は何ですか。該当する番号に 1つ〇 を付けてください。（→④へ）
1. 正社員の就業規則を準用して付与
 2. 特に定めはないが、労働基準法どおり付与（4ページの表参照）
 3. その他（ ）
- ④ 週の勤務日数が少ないパートタイマーにも、年次有給休暇が「比例付与」（労働基準法第39条）されることをご存知ですか。該当する番号に 1つ〇 を付けてください。（→⑤へ）
1. 内容まで知っている
 2. 名前だけ聞いたことがある
 3. まったく知らない

【お問い合わせ先】 調査票回収の日程調整、所在地変更、設問・回答に関すること
等については下記にお問い合わせください。

委託元：久留米市商工観光労働部労政課、久留米市雇用問題協議会

委託先：株式会社キャリア・リード

担当：まつだ 松田、やまがみ 山上

tel. 0942-35-3340